



# 鳥取県公報

平成 20 年 6 月 24 日 (火)  
第 8 0 0 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等の一部改正 (469) (情報政策課) . . . . . 2
- 土地改良区の定款の変更の認可 (4件) (470~473) (耕地課) . . . . . 3
- 生産事業者の登録の失効 (474) (八頭総合事務所農林局) . . . . . 3
- ◇ 選管告示 平成 19 年 4 月 8 日執行の鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨 (31) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第 469 号

平成 16 年鳥取県告示第 766 号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
条例等	条項	申請等及び 処分通知等 の内容	開始日	条例等	条項	申請等及び 処分通知等 の内容	開始日
<u>職員の旅費等に関する条例</u> (昭和45年鳥取県条例第48号)	略			<u>職員の旅費に関する条例</u> (昭和45年鳥取県条例第48号)	略		
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)	<u>第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項</u>	<u>知事に対して行う男女共同参画を阻害すると認められること等に関する申出並びに鳥取県男女共同参画推進員に対して行う県の施策等についての苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知内容につ</u>	略	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)	<u>第3条第1項</u>	<u>男女共同参画推進員に対して行う県の施策に係る苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知に係る不服の申出</u>	略

		いての不服 の申出					
略				略			

**鳥取県告示第 470 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 17 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第 471 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 17 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第 472 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 17 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第 473 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 17 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第 474 号**

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

登録 番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
108	岡田 照一郎	八頭郡智頭町大字 西谷 507	穂の採取並びに幼苗 及び幼苗以外の苗木 の育成	岡田昭一郎苗 畑	八頭郡智頭町大字 西谷
117	本田 雪枝	八頭郡智頭町大字 穂見 136	〃	本田雪枝苗畑	八頭郡智頭町大字 穂見
124	三ツ星 正栄	八頭郡智頭町大字 穂見 166	〃	三ツ星正栄苗 畑	八頭郡智頭町大字 穂見
129	谷口 初枝	八頭郡智頭町大字 穂見 185	幼苗及び幼苗以外の 苗木の育成	谷口初枝苗畑	八頭郡智頭町大字 穂見
134	武田 美声	八頭郡智頭町大字 芦津 858	穂の採取並びに幼苗 及び幼苗以外の苗木 の育成	武田美声苗畑	八頭郡智頭町大字 芦津
151	若桜町森林組合	八頭郡若桜町大字 若桜 998-2	〃	若桜町森林組 合苗畑	八頭郡八頭町大呂 並びに若桜町中 原、糸白見、来見 野、大野及び小船
156	用瀬町森林組合	鳥取市用瀬町用瀬 486-1	〃	用瀬町森林組 合苗畑	鳥取市用瀬町美 成、赤波、樟原及 び屋住

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 31 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 8 日執行の鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の提出があったので、同法第 192 条第 1 項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行 鳥取県議会議員一般選挙（米子市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,013,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	斉木 正一	所属党派	自由民主党	期間	平成 19 年 4 月 14 日から 平成 20 年 4 月 7 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	齋木 廣康					

収入

円

支出

円

主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—
			家屋費	—
			選挙事務所費	—
			集会会場費	—
			通信費	—
			交通費	24,921
			印刷費	—
			広告費	—
			文具費	—
			食糧費	—
その他の寄附		—	休泊費	—
その他の収入		24,921	雑費	—
今回計		24,921	今回計	24,921
前回計		2,766,790	前回計	3,021,940
総計		2,791,711	総計	3,046,861

報告書受理年月日

平成 20 年 4 月 9 日

第 2 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年4月8日執行 鳥取県議会議員一般選挙（米子市選挙区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,013,500円
- 報告書の要旨

候補者氏名	田守 利彦	所属党派	無所属	期間	平成 19 年 3 月 30 日から 同年 4 月 7 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	田守 博之					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費
			224,500
			家屋費
			60,675
			選挙事務所費
			60,675
			集会会場費
			—
			通信費
			44,351
			交通費
			17,664
			印刷費
			83,000
			広告費
			590,288
			文具費
			1,834
			食糧費
			114,732
その他の寄附		—	休泊費
その他の収入		2,000,000	雑費
			57,022
今回計		2,000,000	今回計
			1,194,066
前回計		—	前回計
			—
総計		2,000,000	総計
			1,194,066

報告書受理年月日

平成 19 年 11 月 27 日

第 1 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年4月8日執行 鳥取県議会議員一般選挙（八頭郡選挙区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,035,600円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	坂根 實豊	所属党派	無所属	期間	平成19年 3月30日から 同年 4月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	坂根 三恵					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	315,000
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	1,100,000
		広告費	100,000
		文具費	—
		食糧費	32,462
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	1,000,000	雑費	—
今回計	1,000,000	今回計	1,547,462
前回計	—	前回計	—
総計	1,000,000	総計	1,547,462

報告書受理年月日	平成19年12月18日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年4月8日執行 鳥取県議会議員一般選挙（東伯郡選挙区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 4,953,900円
- 報告書の要旨

候補者氏名	横山 隆義	所属党派	自由民主党	期間	平成19年 5月17日から 平成20年 4月7日まで	第3回分
出納責任者氏名	三浦 幹雄					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	25,610
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	25,610	雑費	—
今回計	25,610	今回計	25,610
前回計	838,527	前回計	1,952,295
総計	864,137	総計	1,977,905

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 20 年 4 月 11 日	第 3 回 報 告 分
-----------------	-------------------	-------------